

【第21回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会提出資料】

日司連発第93号

令和5年（2023年）4月24日

株式会社シー・アイ・シー

代表取締役社長 齋藤 雅之 殿

日本司法書士会連合会

会長 小澤 吉徳

信用情報開示請求に係る添付書類の是正について（照会）

当連合会は、貴社に対し、下記のとおり申入れいたします。

つきましては、お忙しいところ大変恐縮ですが、下記「申入れの趣旨」に対する貴社のご見解につき照会をさせていただきますので、令和5年5月8日（月）までに、書面またはE-mail（kikaku-2@nisshiren.jp）にてご回答くださるようお願い申し上げます。

記

第1 申入れの趣旨

死亡した者の相続人が開示請求者となって、貴社に信用情報の開示請求を行う際、貴社が当該開示請求者に対して法定相続情報一覧図の写しの提出を求めることは、当該開示請求者にとって過度の負担となっていることから、その是正を求める。

第2 申入れの理由

貴社は、指定信用情報機関として指定され、貸金業法及び割賦販売法に基づき、信用情報提供等業務を行っているが、死亡した者の相続人から信用情報の開示請求を受ける際、当該相続人に対し、法定相続情報一覧図の写しの提出を求めている。この取扱いの趣旨は、貴社において、情報開示請求を行っている者が、死亡した者の法定相続人であることを確認するためであると思料される。

しかし、信用情報の開示請求を行っている者が、死亡した者の法定相続人であることを確認することが目的であれば、戸籍謄抄本等を提出すれば足り、かつ、それで十分であるはずである。

法定相続情報一覧図の写しを取得するためには、被相続人の出生から死亡までの戸籍・除籍・改製原戸籍謄抄本等及び法定相続人全員の戸籍謄抄本等（以下「戸籍等」という。）を取得する必要がある。

仮に、死亡した者の配偶者が信用情報の開示請求を行う場合、当該開示請求者が法定相続人であることを確認するためには、戸籍謄抄本等を1通取得すれば足りるが、法定相続情報一覧図の写しを取得するためには、上記のと通りの戸籍等を取得することを余儀なくされる。これは、信用情報の開示請求を行う者にとって過度な負担である。

また、運用上の問題として、第三順位の法定相続人が戸籍法第10条第1項により戸籍等を取得できないことは明白だが、信用情報開示請求のために同法第10条の2第1項第1号又は同項第3号に基づいて、開示請求者以外の兄弟姉妹の戸籍謄抄本が取得できるかという現実問題がある。貴社からの被相続人の信用情報取得には、法定相続情報一覧図の写しが必要であり、そのためには開示請求者以外の法定相続人全員の戸籍謄抄本が必要になることを、全自治体窓口職員に理解してもらう必要があるが、一民間団体の特殊な取扱いを周知することは現実には難しい。そのため、法定相続人全員の戸籍謄抄本が揃わないことで法定相続情報一覧図の写しを取得できないことが十分ありえる。さらに、戸籍等の一部が廃棄されている場合や、失踪宣告が申し立てられている場合、法務局においてそもそも法定相続情報一覧図の写しを取得できない事例もあることが確認されている(別紙「法定相続情報一覧図の取得が困難な事例」参照)。

仮に開示請求者が自身以外の法定相続人全員の戸籍等を全部取得することができるとしても、兄弟姉妹が多数(例えば10人など)いる第三順位の法定相続人が、相続放棄の判断をするために信用情報の調査が必要となり開示請求する場合、法定相続情報一覧図の写しの取得に必要な兄弟姉妹全員の戸籍謄抄本等の収集のために、相続放棄の熟慮期間3か月を経過してしまう可能性が高い。熟慮期間の伸長は可能であるが、その申立て手続費用もかかる。法定相続情報一覧図の写しの提出が義務であると、このように多数の戸籍謄抄本等の取得が必要になるだけでなく、相続放棄の熟慮期間伸長の手続申立てが必要になる可能性が高まり、これも過度の負担と言える。

戸籍等の提出は、個人情報保護の観点から好ましくないという配慮からかもしれないが、法定相続情報一覧図の写しには開示請求をした相続人以外の個人情報も含まれていることから、むしろ法定相続情報一覧図の写しの方が本来不要な個人情報を入手されるおそれがある。戸籍等又は法定相続情報一覧図の写しのどちらを提出すべきかについては、信用情報の開示請求を行う者が選択すべきであり、戸籍等の提出を手続から排除するのは、個人情報保護の観点からも好ましくないと思料する。

貴社のウェブサイトで公開されている「法定相続人開示における受付方法および確認書類一部変更のお知らせ」によれば、法定相続情報一覧図の写しを要求する理由として、(1)法定相続人認定の正確性確保、(2)法定相続人開示回答処理期間の短縮、(3)提出書類不足による手続き長期化の防止が挙げられているが、貴社の内部事情による理由でしかなく、信用情報の開示請求を行う相続人の負担の増加については一切考慮されていない。これは一方的な負担の増加を開示請求者に押しつけるものである。開示請求者が債務者本人であれば、負担増を許容する余地もあるかもしれないが、相続というやむを得ない事情で信用情報の開示請求をせざるを得なくなった者に対して、貴社の都合で負担の増加を押しつけるべきではない。

については、相続人からの信用情報開示請求への対応につき、是正するよう求める。

[本件に関する問合せ先]

日本司法書士会連合会 事務局事業部企画第二課

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4番37号

Tel:03-5925-8105(直通) /E-mail:kikaku-2@nissshiren.jp

法定相続情報一覧図の取得が困難な事例

1 子がない相続（両親とも死亡）

兄弟姉妹が相続人となるが、法定相続情報一覧図の写し（以下「一覧図」という。）を取得するには、被相続人の出生時から死亡までの戸除籍・改製原謄抄本等（以下「戸籍等」という。）では足りず、両親の出生時から死亡までの戸籍等が必要となる。さらに兄弟姉妹全員の現在の戸籍謄抄本が必要になり、兄弟姉妹のうち死亡している者があれば、その者の出生時から死亡までの戸籍等まで必要になる。

一方、一覧図によらず、従来どおりの扱いであれば、被相続人出生時からの戸籍等の必要性は同じだが、両親についてはその死亡が確認できればそれで足り、信用情報開示申請者以外の兄弟姉妹の戸籍等は不要である。兄弟姉妹のうち死亡している者がいても、開示申請者以外の者であれば、一切戸籍等の取得について考慮する必要はない。

一般的に甥姪が相続人になる場合は、他の相続人と疎遠になっている可能性が高くなる。その者の戸籍等を取得することは従来であれば不要であっても、一覧図取得のためには必要である。兄弟姉妹等直系でない者の戸籍等の取得請求を自治体は拒否する（戸籍法第10条）。同法第10条の2第1項第3号を根拠に取得できる可能性はあるが、口頭の説明だけでは疎明資料として十分でなく取得は困難である。一覧図の取得を強制することは、市民が通常取得できない戸籍等を要求することになる。専門家に依頼すれば戸籍等の取得も可能であろうが、事実上専門家に依頼することを強制することにもなる。

2 子がない相続（両親とも死亡）で兄弟姉妹が多数いる後見事例

これは現実にあった事例である。兄弟姉妹が相続人に該当するが、その数が10人にのぼる。相続人の一人が後見開始された被後見人であり、被後見人以外は全員相続放棄をしたらしい。その理由は被相続人の遺産は負債が多額にあったためらしい。「らしい」というのは、被後見人は兄弟姉妹と疎遠であり、十分な情報が得られないためである。被後見人も相続放棄をするべく後見人が家庭裁判所と協議をしたところ、負債があったらしいという理由だけで相続放棄するべきではなく、きちんと裏付けを取ったうえで相続放棄をすべきとの指示を受けた。そこで後見人は被相続人の負債の存在を疎明するために、被相続人の信用情報の開示請求をする必要が生じた。

他の相続人は相続放棄をしており、一覧図取得のために相続権のない多数の兄弟姉妹の戸籍等を取得するのは、非常に時間と費用がかかる。貴社は、サイトにおいて「法定相続人開示における受付方法および確認書類一部変更のお知らせ」を公開しており、そこでは、一覧図の提出を求める理由として、法定相続人開示回答処理期間の短縮、提出書類不足による手続き長期化の防止等があげられているが、多数の兄弟姉妹の戸籍等の取得は、信用情報開示請求者にとっては、期間の短縮にもあたらなければ、手続き長期化の防止にもなっていない。

また後見人は、親族の戸籍等の取得をするべきではないとされており、貴社の一覧

図提出の要求はそのような執務姿勢にも反する。

3 相続人に失踪宣告を受けた者がいる

相続人に失踪宣告を受けた者がいる場合は、一覧図の申請は認められない。

4 戦災消失等の戸籍等がある

戸籍等が戦災消失したり、保存期間経過により破棄される等の理由により、一覧図交付請求のための戸籍等が取得できないため、原則一覧図の申請は認められない。

5 日本国籍を離脱している

日本国籍を離脱すると、一覧図の申請は認められない。被相続人が日本国籍を有していない場合も申請は認められない

3ないし5のように、一覧図の申請が認められず交付されない場合があるにもかかわらず、一覧図の取得を強制するのは、相続人による信用情報の開示請求権を認めないことになる。これは権利の侵害に当たる。

令和 4 年 9 月 12 日

個人の破産、再生手続における公告に関する意見

日本司法書士会連合会
会長 小 澤 吉 徳

当連合会は、標記について次のとおり意見を申し述べる。

【意見の要旨】

- 1 個人破産手続、個人再生手続における公告手続のうち、個人の同時廃止破産手続については公告そのものを廃止し、その他の手続については、公告内容の見直しをするべきである。
- 2 破産情報の公開の制限と、破産情報を正当な理由なく第三者提供した者への罰則強化をするべきである。

【意見の詳細】

1 破産者マップ問題

官報のインターネット上での公開データをもとにしたと思われる、破産者マップなるものが 2019 年にインターネット上のサイトで公開された。グーグルマップ上に破産者等（過去に破産申立した者、個人再生申立した者等）の住所地がマークされ、そのマークからは、簡単にその住所地周辺の破産者等の住所氏名が判明するものである。

個人情報保護委員会からの行政指導でサイトは閉鎖されたが、次々と同様のサイトが現れている。中には情報の削除に金銭の要求をするサイトまで出現している。

破産者にとっては、すでに復権しており破産者ではないにも関わらず、社会的評価を著しく低下させ、名誉を毀損するものであり、非常に辛い状況を強いるものである。

また、過去の破産者情報は某無料掲示板にもデータとして公開されており、もはや削除が難しい状況になっている。

これでは破産法、民事再生法等で定める債務者の経済生活の再生を図るという目的が阻害される。個人のプライバシーの保護という観点からも看過できない。

2 事後救済から事前規制へ

個人情報保護法違反であることは明白であるが、情報がサイトに掲載されてからでは、もはやその情報を全て回収したり、サイト上から全てを削除することは困難である。これまでは事後救済とならざるを得なかったが、今後同種の問題を発生させないことが何より必要である。そのためには、事前規制に転換するべきであり、破産者等の情報が個人情報として収集できないような仕組みが必要である。

3 破産者等の情報収集を困難にする方法

破産手続には破産情報の公開が必要であるとの考えも理解できる。手続上債権者から漏れる者が生じる危険性を考えると公告制度は債権者の保護につながるばかりか、公告をし、広く一般に知らされることで、免責を得ることができるという考えもなり立ち、結果として破産者の保護にも一定程度つながっていると言える。

しかし、現状の公告制度に問題があるのは上記のとおりである。破産者等の情報収集を困難にする方法としては、情報を公開しないことがもっとも簡便で確実な方法である。特に破産手続のうち個人の同時廃止事件については、配当手続はなく、公告の廃止により情報公開が制限されても債権者の不利益は小さいと思われる。また債権者から漏れた者は、免責について破産法 253 条 1 項 6 号で個別に判断すればよい。破産者は免責されない債権者の出現というリスクと引換に破産というプライベートな情報を公開されないというメリットを享受すると考えることもできる。

なお、個人でも管財事件の場合は、配当を前提とし、破産者のより詳細な情報公開の必要性もあることから、公告は維持されるのもやむを得ない。ただし、公告をする情報を後記のとおり変更するべきである。また、法人については、現行の公告制度維持で問題はない。

個人再生事件については、債権者が手続から漏れても、後日の弁済を受けることは可能であり、破産同時廃止事件と同様に公告制度を廃止することも考えられる。しかし、手続から漏れることは、議決権を確保できないことにつながり、公告の役割は一定程度あると思われる。個人再生事件では公告制度を維持するのもやむを得ないが、後記のとおり公告する情報を変更するべきである。

4 公告をする場合の情報の範囲

上記のとおり、個人の破産管財事件、個人再生事件において公告の必要性が認められる部分はあるものの、現状のままで続けていくことは、不当な利用の温床となることは間違いなく、公告される内容については、変更するべきである。公開が原則とされている訴訟手続においても、個人情報保護は一定程度はかられていることを考えると、破産・再生事件が住所・氏名を全世界に向けて無防備に発信していることは重大な問題がある。

そこで、IT化に伴う新たな公告内容としては、債務者の住所を掲載しないことを提案する。しかし、債権者が債務者個人を特定できないと公告の意味をなさないので、氏名の他、生年月日を新たに記載事項とすることを合わせて提案したい。

管轄裁判所、事件番号はこれまでどおり記載することとし、氏名、生年月日で債務者に該当すると思われる場合、債権者ら利害関係人は裁判所に照会をすることで債務者の特定を可能とする。金融機関では生年月日情報が債権者特定に役立っており、現行の公告内容である現住所よりも債権者にとっては有益なこともあり得る。

また、個人情報保護のために、氏名については漢字表記をやめてフリガナだけとすることも検討すべきである。

なお、破産法、民事再生法では、申立人の住所を公告内容とする定めはなく、公告内容の変更は必ずしも法改正による必要がない。

仮に破産同時廃止事件においても、公告を維持するとすれば、上記のとおり公告内容の変更は行うべきである。

5 変更される公告制度の補完の検討

上記の公告についての何らかの方策を採ると、債権者の大半を占める金融機関への影響が懸念される。公告が廃止される手続については、裁判所設置端末での情報公開を検討してもよいと思われる。また、公告内容が変更となる手続では、住所が公告されないことで債務者を特定できないことに備えて、ウェブ上で公告された情報が債権者自身が管理している情報と一致するかどうか確認できるシステム（事件番号に加えて債務者の住所の一部を入力すると、事件の当事者と一致するかどうか確認できるシステムなど）を構築することで、変更される公告制度の補完になり得る。

6 既存の破産情報の公開の制限と破産情報を正当な理由なく第三者提供した者への罰則強化

既存の破産者等の情報は、現在でも某掲示板に記録が残っていることは触れたが、現在も官報のインターネット掲載により、日々新たな破産者に関する情報が世界中に向けて発信されている。また、過去の官報検索サービスにより、いつでも過去の事件の破産者等の情報を入手できる。

今後破産者マップ問題が再燃する可能性は残されており、個人情報保護委員会による行政対応だけでは対策として不十分である。過去の個人の破産事件等の情報公開を制限し、違反した者には個人情報保護法より重い罰則を定め、罰則を強化するべきである。また、過去の官報検索サービスからは、容易に破産者等をデータベース化できないように検索方法を改めるべきである。「破産」だけでは表示されず、個人名を入力したら、その事件のみ表示されるようにするなどの工夫で、過去の官報情報を生かしたまま十分対処が可能である。

7 おわりに

倒産手続のIT化において公告方法や内容をどのようにするかは切り離せない問題であり、IT化によって、今後いっそう債務者が安心して手続を受けることができるよう、上記のとおり提案する。